



ほけんしつよい

2018. 3. 22.

ご卒業おめでとうございます

中学校は14日、小学校は16日に卒業式がありました。

そして、いよいよ明日は修了式、4月から新しい学年を迎えます。

卒業生が築いてくれた素敵な伝統を、新しい学年の私たちが受け継ぐ日を迎えます。

この一年、できたこと、できなかったことを振り返り、4月からの生活に備えましょう



2017年できたことできなかったことを振り返りましょう!

この1年間にできたこととできなかったことをお子さんと一緒に振り返り、できた項目をチェックしてください。

できなかった項目は、来年度のがんばり目標にしましょう!

早ね早おきができた



3食きちんと食べた



歯みがきができた



手あらい・うがい
ができた



外で元気にあそんだ



あいさつができた



友だちとなかよく
できた



ゲームは時間をきめて
できた



学校災害給付金の申請手続きは済みましたか?

申請は毎月ごとです。まだの人は提出をお願いします。手続き書類の必要な人はご連絡ください。

学校だけがをして、病院で手当てを受けた時、給付金（医療費総額の4/10の支給）が支払われる制度に加入していただいています。給付金の申請を希望される人で、まだ、手続きをしていない人は、なるべく早く、提出をお願いします!!

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

災 害	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
けがや病気 の場合	医療費総額（初診から治癒するまで）が5,000円（病院の窓口で支払う額が1,500円）以上のものが対象となります。	① 医療費分として医療費総額の3/10（病院の窓口支払分） ② 雑費分として医療費総額の1/10 ③ 合計①+②、医療費総額の4/10が支給されます。

- ①保険外治療費は、給付の対象となりません。
- ②同一の負傷または疾病の医療費の給付期間は初診日から10年間です。
- ③要保護児童・生徒の医療費は、医療扶助があるため対象となりません。
- ④給付事由の発生から2年間請求しないでとくと、給付を受ける権利はなくなります。
- ⑤非常災害による災害は給付となりません。
- ⑥災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ⑦他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
- ⑧第三者の加害行為による災害により損害賠償があった時は差額支給（示談額等がセンター給付金額よりも少ない場合）となります。ただし、児童生徒間（センター加入者）の加害行為の場合は全額給付対象となります。

*手続き書類提出の際は、**領収書等(原本)**も一緒に提出をお願いします。手続き後、返却いたします。



500本のチューリップ、咲くのが楽しみです!

秋に植えてもらったチューリップがぐんぐん育ってきました。卒業生のみなさんも、咲いたチューリップを見に来てね!!



女子バレー部の生徒たちが草引きをしてくれました。すると他のクラブ生や小学生までも、手伝ってくれました!!

素敵な輪が広がりました